

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 と 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンテネグロ	モンテネグロ国立劇場音響及び視聴覚機材並びに楽器整備計画の ための贈与に関する日本国政府と モンテネグロ政府との 交換公文	モンテネグロ国立劇場音響及び視聴覚機材並びに楽器整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	39,800千円 H24.3.31まで	H21.7.16 ボドゴリ ツァで (同日)	日本側 角崎利夫在モンテ ネグロ大使 側 ミラン・ モノーチェン外務大臣	H21.8.3 402号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。